

移 転 費 支 給 決 定 書

申 請 者	氏 名				支給番号等					
	移 転 前 の 住 所 又 は 居 所									
	移 転 後 の 住 所 又 は 居 所									
就職先の事業所	名 称									
	所 在 地									
就職決定年月日	令和 年 月 日		雇用期間							
受講する公共職業訓練等の施設	名 称									
	所 在 地									
受講指示年月日	令和 年 月 日		受 講 開 始 年 月 日		令和 年 月 日		受 講 終 了 年 月 日		令和 年 月 日	
移 転 費 の 額	鉄道賃	船賃	航空賃	車賃	移転料	着後手当	合 計			
	円	円	円	円	円	円	円			
			就職先の事業主等が所有する自動車等 を利用して負担した実費相当額					円		
			就職先の事業主等から支給される就職 支度費の額					円		
			差 引 支 給 額					円		
雇用保険法第58条第1項の規定により上記のとおり移転費を支給する。 令和 年 月 日 公共職業安定所又は 地方運輸局の所在地 公共職業安定所又は 地方運輸局の長名 印										

- 注 意
- 1 移転費の支給を受けた者は、就職先の事業所に出頭したときは、速やかにこの決定書をその事業所の事業主に提出すること。
 - 2 移転費の支給を受けた者は、紹介された職業に就かなかったとき、又は指示された公共職業訓練等の受講を開始しなかったときは、その事実が確定した日の翌日から起算して10日以内に、移転費を支給した公共職業安定所又は地方運輸局の長にその旨を届け出るとともに、その支給を受けた移転費に相当する額を返還しなければならないこと。
 - 3 この移転費の支給に関する処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に雇用保険審査官に対して審査請求をすることができる。